

(様式)

会議等速報

令和5年6月30日

件名	第2回手話言語等に係る条例制定検討委員会	作成課	福祉部 障害福祉課
日時	令和5年6月28日(水) 14時00分～15時30分		
場所	東別館1101会議室		
出席者	委員12名(1名代理出席、2名欠席) (学識経験者、関係団体代表者、関係機関代表者、公募委員)		
市出席者	事務局：健康福祉局長、福祉部長、障害福祉課長		
会次第	1 会長あいさつ 2 議事 (1) 手話言語等に係る条例の素案について 3 報告 (1) パブリックコメントの実施について 4 その他		
主な意見等	<p>2 (1) 手話言語等に係る条例の素案について</p> <ul style="list-style-type: none">・現在の協働や連携という場合には、潤滑油のような役割を持つ市民活動団体の手を借りないと行政だけでは難しいため、市、市民、事業者だけでなく、市民活動団体も入れて4者連携にしてほしい。・手話を「手指の動きや表情等により視覚的に表現する言語」と表しているが、鹿児島市内には盲ろう者の方が100名ほどいて、その中に触手話というコミュニケーション手段を使う方がいる。手話は視覚的だけでなく、触覚も含まれることになるので、「視覚的(盲ろう者においては触覚も含まれる)」という表現にした方が良いのではないか。・第8条の施策の推進について、第2号に「障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及」と規定があるが第3号、4号にも「多様な」を入れて欲しい。・第9条の委任について、「必要な事項は市長が別に定める」は変えられないか。熱心な市長であれば良いが、熱心でない市長が当選した場合にも事務局は粛々とやるということで、「市及び市長が定める」としてほしい。・情報通信技術機器の中に括弧書きで電子データを追加してほしい。電子データであれば、点字化や音声化、拡大文字や白黒反転文字にすることも可能。・前文で、障害の特性に応じたコミュニケーション手段という表現のみで一括りにされているので、できれば要約筆記とか触手話とか、音訳、点字等の選択ができるというような文言を入れていただきたい。・別途規定する形でも良いが、とにかく条例を定期的に見直すという姿勢を付則か条文か分からないが、盛り込んでいただきたい。・確かに情報コミュニケーション条例は大事なこと。しかし、情報コミュニケーション条例は様々な障害の方々に合わせたコミュニケーション手段のことなので、手話言語が加わると手話の存在が曖昧になる。ろう者は手話が言語であり、手話以外のコミュニケーション手段は全て日本語である。そのため、手話言語と情報コミュニケーションは分けて会議をして欲しい。 <p>3 (1) パブリックコメントの実施について</p> <ul style="list-style-type: none">・パブコメの対象者について、施設等に入所または通所する方とあるが、ぜひ事業所に資料の送付や案内をしていただけると、入所されている方や通所されている方々も閲覧しやすい環境になるかと思う。		

4 その他

- ・この条例が、障害を持つ全ての方を対象にして作られたものであるということであれば、それが分かるような条例名を付けて欲しい。分かりやすい条例名だと、当事者の方々も中身を見るきっかけになり、広く障害者に受けとめていただけるようになると思う。
- ・次回の会議では、広報の工夫について具体的なことを示してほしい。